

2019年8月

お客さま各位

武州ガス株式会社

ガス料金等に係わる消費税の改定のお知らせ

日ごろは武州ガスをご利用賜り、誠にありがとうございます。

さて、弊社では、消費税法の改正により2019年10月1日から消費税が8%から10%に引き上げられることに伴い、ガス料金等に係わる消費税について、次の基準で消費税率を運用のうえ算定・請求させていただきます。

●ガス料金・電気料金について

- 2019年9月30日以前から継続してガス・電気をご利用いただいているお客さま
 - ・2019年10月31日までの検針分のガス料金・電気料金は経過措置として8%の税率を適用します。
 - ・2019年11月1日以降の検針分のガス料金・電気料金より10%の税率を適用します。
- 2019年10月1日以降新たにガス・電気をご利用いただくお客さま
 - ・2019年10月1日以降の検針分のガス料金・電気料金より10%の税率を適用します。

●警報器リース代について

- 2019年3月31日以前に警報器リース契約を結んだお客さま
 - ・リース期限満了日まで、経過措置として8%の税率を適用します。
- 2019年4月1日以降に警報器リース契約を結んだお客さま
 - ・2019年10月分の警報器リース代から10%の税率を適用します。

弊社は、今後とも経営効率化を推進するとともに、保安の確保、安定供給体制の充実、お客さまサービスの向上に努め、お客さま、地域社会の皆さまから信頼され、選択していただける企業を目指してまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

<お問い合わせ先>

 **武州ガス株式会社**

本 社 TEL 049-241-9000(代表)

料金グループ TEL 049-241-9015(直通)

(平日 8:30~17:15)